

議案第86号

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。